

平成23年（4月～6月）

社会保障、福祉政策 の動向と対応

6月21日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政 策 委 員 会

目 次

1. 社会保障と税の一体改革	1
2. 地域主権改革	4
3. 行政刷新（規制・制度改革、事業仕分け等）	5
4. 総合特別区域法案	9
5. 高齢者（介護保険制度等）	10
6. 障害者（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会等）	18
7. 児童（子ども・子育て新システム検討会議等）	23
8. 新しい公共	30
9. セーフティネット、生活保護	31

1. 社会保障と税の一体改革

(1) 政府・与党社会保障改革検討本部

【平成22年度までの経過】

- ・平成22年10月「政府・与党社会保障改革検討本部」設置。
- ・平成22年11月「社会保障改革に関する有識者検討会」設置。
(平成22年12月8日報告書)
- ・平成23年2月「社会保障改革に関する集中検討会議」設置。

【平成23年度の動き】

- ・平成23年6月2日「社会保障改革案」まとまる。
- ・6月3日、第5回政府・与党社会保障改革本部で、社会保障と税制の一体改革の成案を作成するため「成案決定会合」を設置。6月8日に第1回、13日に第2回、15日に第3回、17日に第4回会合を開催。
- ・6月14日、地域主権改革関連3法に基づく「国と地方の協議の場」(議長・枝野官房長官)が開催され、地方側から社会保障改革案の消費税率の引き上げ分について、地方への配分を明示していないことを指摘。
- ・6月20日、民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」で社会保障と税の一体改革を先送りしたが、6月中に決定の方針は維持。
- ・政府・与党は21日から調整を再開する方針。

「社会保障改革案（平成23年6月2日）」の概要

1. 改革全体像

(1) 基本的考え方

- ・社会保障の機能復元と強化を図る。
- ・自助・共助・公助のバランスに留意。
- ・給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行う。
- ・世代間、世代内の公平を重視。
- ・財政健全化と経済成長も実現する。

2. 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 優先順位

- ①子ども・子育て支援、②医療・介護改革、③年金改革、④貧困・格差対策、低所得者対策に優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

- I 子ども・子育て
- II 医療・介護等
- III 年金
- IV 就労促進
- V I～IV以外の充実、重点化・効率化

(3) 共通番号制度の早期導入

3. 費用推計

- ・改革で、2015 年度には充実による額が 3.8 兆円かかるが、効率化で削減し、追加公費は約 2.7 兆円。
- ・社会保障給付費は、47.4 兆円で、うち年金、医療・介護、子ども・子育てにかかる費用を 42 兆円と見込む。

4. 一体改革の姿

(1) 財源確保の枠組み

- ①あらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、公費負担の費用は消費税収を主要な財源とする。
【高齢者三経費→社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）】
- ②消費税を目的税化し区分整理を徹底。将来的には社会保障給付費にかかる公費全体について消費税収を主たる財源とする。
- ③社会保障給付費での国と地方の役割分担に応じた消費税収の国・地方間の配分を実現。地方独自のサービスに財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大を検討する。
- ④15 年度までに段階的に消費税を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革の安定財源を確保する。

(2) 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

社会保障給付財源の多くが赤字公債で賄われている現在の状況はこれ以上放置できない。「社会保障の機能強化」と「制度の持続可能性の確保」を目指し、一体改革で財政健全化を同時に達成する。15 年度までに国・地方の基礎的財政収支赤字の半減させる財政健全化目標を達成する。

5. 税制抜本改革

- ・一体改革では、所得、消費、資産にわたる税制全体の改革を実施する。

6. スケジュール

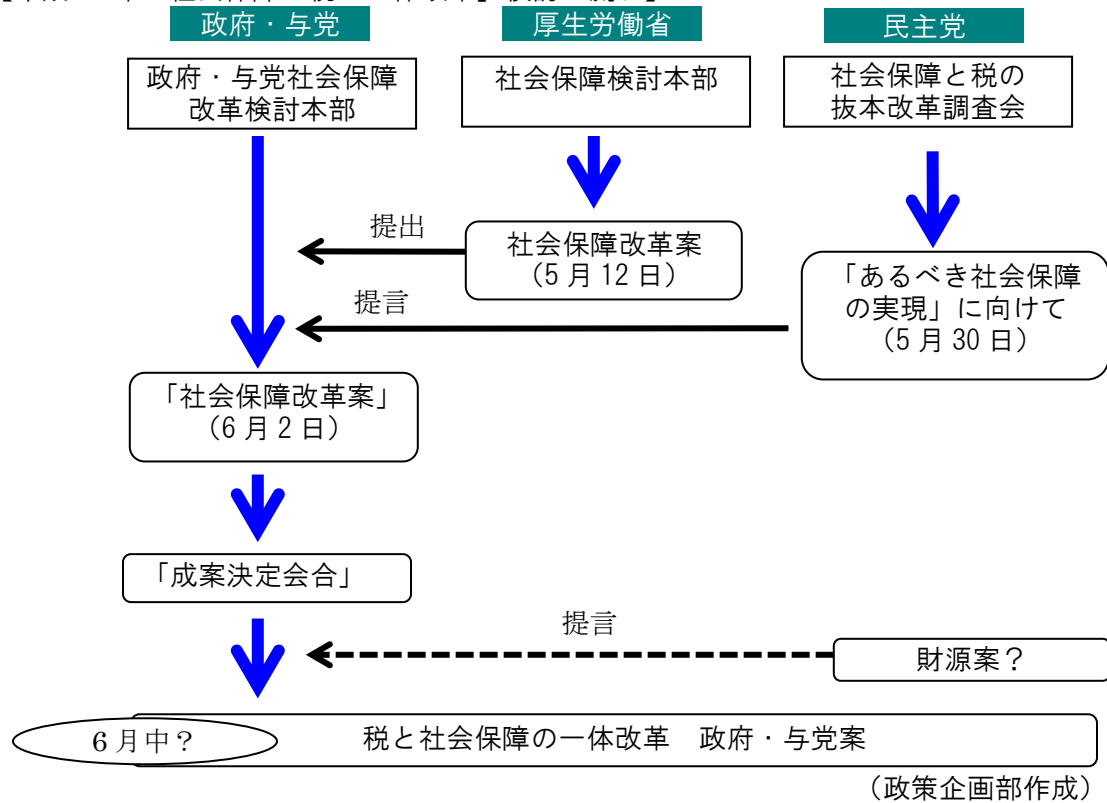
経済動向を踏まえつつ遅滞なく税制抜本改革を実施するため、11 年度中に必要な法制上の措置を講じる。

7. 成長との好循環

成長と安心、社会保障と経済成長は車の両輪。国民利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

○今後のスケジュール

【平成 23 年「社会保障と税の一体改革」検討の流れ】



2. 地域主権改革

(1) 地域主権改革一括法案

【平成22年度までの経過】

- ・平成21年11月17日、内閣府に地域主権戦略会議を設置。

【平成23年度の動き】

地域主権改革一括法案（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）は、参議院先議で平成23年4月28日に可決し、衆議院で一部修正したうえで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（提出時：地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）」・「国と地方の協議の場に関する法律」（第174回国会提出）として、平成23年4月28日の参議院本会議で可決、成立した。

なお、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」については、衆議院において、法律の題名が「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改められるとともに、「地域主権改革」の用語の削除、地域主権戦略会議に係る規定の削除、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定の追加等の修正が行われた。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/110428.html> （内閣府HP）

3. 行政刷新（規制・制度改革、事業仕分け等）

（１）規制・制度改革

【平成22年度までの経過】

行政刷新会議¹の分科会として、「規制・制度に関する分科会」²が平成22年3月29日（第1回）から開始され、これまでに6回（直近は平成23年1月26日）開催。

【平成23年度の動き】

平成23年4月8日「規制・制度改革に係る方針」を閣議決定。（以下、関係のみ抜粋）

ライフイノベーション分野

【ライフイノベーション ⑧】

規制・制度改革事項

施設・入所系サービスの再編

規制・制度改革の概要

- ① 介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系サービスの在り方について、介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸外国の例も含めて調査研究する。＜平成23 年度中検討開始＞
- ② 高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24 時間常駐・見守りのある体制のものと、そうでないものについて整理する。＜平成23 年度中措置＞

所管省庁 厚生労働省、国土交通省

【ライフイノベーション ⑨】

規制・制度改革事項

居宅サービス事業所における統合サービスの運営

規制・制度改革の概要

- ① 居宅サービス事業所を統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設サービスや居宅介護サービスに附帯して、単体では人員基準を満たさない場合でも、介護保険サービスとして提供可能とすることについて検討し、結論を得る。＜平成23 年度中検討・結論＞
- ② 小規模多機能型居宅介護の地域密着型4施設併設で認められている職員の行き来（兼務）や、施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて検討し、結論を得る。＜平成23 年度中検討・結論＞

所管省庁 厚生労働省

¹ 国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を俯瞰するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うことを目的に平成21年9月18日閣議決定により設置。議長は内閣総理大臣。

² 行政刷新会議のもとに設置。規制・制度改革に関する調査を行うことを目的とする。分科会長内閣府副大臣（規制改革担当）。前身は規制改革会議。

【ライフイノベーション ⑩】

規制・制度改革事項

特別養護老人ホームの医療体制の改善

規制・制度改革の概要

- ・ 特別養護老人ホーム等の医務室は医療法上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。＜平成23 年度中措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑪】

規制・制度改革事項

介護保険の指定を受けた事業所の活用

規制・制度改革の概要

- ・ 設備資源をいかすため、「デイサービス」の終了後に学童児童の延長学童として利用するなど、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することは可能であることを周知徹底する。＜平成23 年度中措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑫】

規制・制度改革事項

給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し

規制・制度改革の概要

- ・ 通常の月とは異なる緊急時サービス、あるいは、事業所特定加算等一定の加算の取扱いなど限度額については、利用者間の公平や財源を配意しつつ、社会保障審議会介護給付費分科会における次期介護報酬改定の検討過程で検討し、結論を得る。＜平成23 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑬】

規制・制度改革事項

「介護サービス情報の公表」制度の見直し

規制・制度改革の概要

- ・ 介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築する。
＜平成23 年度中措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑭】

規制・制度改革事項

訪問介護など居宅サービスにおける運営基準等の解釈の標準化

規制・制度改革の概要

- ・ 各サービスにおける法解釈に係る判断基準の明確化を図り、標準化に取り組む。
＜平成23 年度中措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑮】

規制・制度改革事項

障害者自立支援法の移動支援事業（地域生活支援事業）を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し

規制・制度改革の概要

- ・ 移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。
＜平成23 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑯】

規制・制度改革事項

障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化

規制・制度改革の概要

- ・ 雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。
＜平成23 年度中検討、平成24 年度中を目途に結論＞

所管省庁 内閣府、厚生労働省

【ライフイノベーション ⑰】

規制・制度改革事項

安心こども基金の補助対象範囲の拡大等

規制・制度改革の概要

- ・ 各自治体における待機児童解消に向けた取組が更に進むよう、安心こども基金の助成対象、事業内容、補助基準等の在り方について、保育サービスの質の確保に留意しつつ検討し、結論を得る。＜平成23 年度中検討・結論＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑱】

規制・制度改革事項

放課後児童クラブの開所時間の延長

規制・制度改革の概要

- ・ 放課後児童クラブの開所時間の延長等、地域の実情や保護者の就労状況に即した放課後児童クラブの促進について、平成23 年度より実施する。

＜平成23 年度措置＞

所管省庁 厚生労働省

【ライフイノベーション ⑲】

規制・制度改革事項

駅中保育施設整備に係る規制緩和

規制・制度改革の概要

- ・ 既存の駅舎に保育所などの子育て施設を増築する工事の円滑化に向け、構造耐力規定を柔軟に見直すことを検討し、結論を得る。＜平成22 年度検討開始、できるだけ早期に結論＞

所管省庁 国土交通省

4. 総合特別区域法案

【平成22年度までの経過】

政府は、平成23年2月15日、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(H22. 6. 18閣議決定)に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」を創設することとし、地域を限定した規制緩和や税制・金融・財政上の支援措置を行う「総合特別区域法案」を閣議決定した。

総合特区は、地方公共団体からの申請を受けて、内閣総理大臣が指定。民間事業者は地方公共団体に指定申請するよう提案することが可能。指定区域へは、税制優遇や財政上の支援のほか、規制緩和を行う。民間事業者による特別養護老人ホームの設置など10項目が盛り込まれている。

【平成23年度の動き】

平成23年5月17日、衆議院で可決。

当初は、平成23年7月に特区が指定される予定であったが、法案成立が遅れていることや、東日本大震災の自治体業務への影響を考慮し、地域指定は秋以降になる見通し。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/kettei/index.html>

また、東日本大震災の復興に向けて「東日本大震災復興特別措置法（仮称）」が検討されているが、内閣官房地域活性化統合事務局より、「総合特区法案」にある規制・制度の特別措置を「東日本大震災復興特別措置法（仮称）」盛り込むことができないか検討するよう所管府省庁に指示があった。

これに対して全国経営協会は、PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置（老人福祉法の特例）を盛り込むことに対して反対を表明し、厚生労働大臣ならびに内閣府特命担当大臣宛に意見書を提出した。

5. 高齢者（介護保険制度等）

（１）介護保険法

平成 24 年 4 月施行の新サービス創設、介護療養病床廃止の延期、介護福祉士資格取得方法の見直しの延期等を盛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が、5 月 31 日、衆議院本会議で可決。6 月 14 日、参議院本会議で可決、成立した。

提出時に盛り込まれていた「社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする」規定については、5 月 27 日の衆議院厚生労働委員会において削除した上で可決されており、本会議では同規定を削除した上で可決されている。

（提出時の法案概要等） <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/177.html>

（可決された修正案）

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/syuuseian/10_7326.htm

（付帯決議）

- 二 介護職員等の処遇改善については、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。特に、介護領域における看護師の重要な役割に鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護師の確保と処遇改善に努めること。
- 三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

全文⇒

http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou814G2E6DB82A5D794925789D001DB6FD.htm

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の概要

1 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成24年4月実施予定）を延期。

③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。

④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

○有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。

※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

4 認知症対策の推進

①市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。

②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。

②地・密密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

○各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】 1 ⑤、2 ②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

（２）介護給付費分科会

東日本大震災により延期となっていた第72回社会保障審議会介護給付費分科会は、平成23年4月13日に開催された。

厚生労働大臣から東日本大震災にかかる訪問看護サービスの提供方策について諮問された。協議においては、緊急時とはいえ、「一人事業所」を認めることは、適切なサービスの保障という観点からすべきではない、という意見が複数出されたが、「今回制定する基準は、東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとすべきである。」と付記した上で、諮問内容を承認した。

また、平成 24 年度介護報酬改定に向けて、改定までの大まかなスケジュールが示された。

- ・夏頃まで 報酬改定に向けた基本的な議論とともに、分科会委員ではない団体等からのヒアリングを実施。
- ・年末まで 経営実態調査の結果を踏まえて、個別の点数設定について議論
- ・24 年 1 月 答申書の取りまとめ

第73回（平成23年4月27日）分科会においては、介護報酬の地域区分の見直しについて協議を行った。

論点は以下のとおり。

(1)地域割りについて

→ 現行の地域割りを踏襲するか、国家公務員地域手当の地域割りに準拠するかについて、どう考えるのか。（介護保険 5 区分、国家公務員 7 区分）

(2)仮に国家公務員地域手当の地域割りに準拠した場合に、国の官署が所在しないことにより適用地域の設定のない地域等の取扱いについて

→ 現在の介護保険制度の適用地域に合わせて設定するか、見直すかについて、どう考えるのか。

※ 介護保険制度創設時には、一部の地域について自治体からの要望を確認した上で介護保険制度独自に適用地域を設定している。

※ 診療報酬では人事院規則で定める地域に準じる地域を、別途設定している。

(3)上乗せ割合について

→ 現行の上乗せ割合を基本とすべきか、国家公務員の地域手当と同様に水準を一旦下げた上で上乗せ割合を設定すべきかについて、どう考えるのか。(介護保険 15%、10%、6%、5% 国家公務員 18%、15%、12%、10%、6%、3%)

※ 前回報酬改定で特別区及び乙地の上乗せ割合の引上げについては、対応済み。

※ 介護報酬の地域区分にかかる実態把握調査研究事業によると、特甲地の上乗せ割合は他の地域に比べ均衡を失っている可能性が指摘されている。

※ 国家公務員の地域手当の上乗せ割合は、民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として平均 4.8%引下げた上で 3%から 18%の割合を設定している。

(4)人件費割合について

→ 現行の人件費割合を踏襲するか、再検討するかについて、どう考えるのか。

※ 前回報酬改定において、「人件費割合 60%のサービス」と「人件費割合 40%のサービス」の 2 類型から「人件費割合 70%のサービス」及び「人件費割合 55%のサービス」並びに「人件費割合 45%のサービス」の 3 類型に整理されている。

※ 介護事業経営実態調査結果を踏まえて判断するか。

○今後のスケジュール

平成 23 年度上半

○ 級地区分の地域割り等について、社会保障審議会介護給付費分科会の議論を踏まえ、基本方針を決定

平成 23 年秋以降

○ 介護事業経営実態調査及び改定率の動向を踏まえて結論

平成 24 年 4 月

○ 介護報酬改定

第 74 回（平成 23 年 5 月 13 日）分科会においては、介護人材の確保と処遇の改善策、および新設されるサービス（定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス）について協議が行われた。論点は以下のとおり。

①介護人材の確保と処遇改善策について

主な論点

○ 介護職員の賃金水準は、平成 21 年度介護報酬改定や、介護職員処遇改善交付金などにより、着実に改善している。

○ 介護職員の賃金については、将来的に労使間の自立的な取組みによって決定する仕組みにする必要があることや、現在の財政状況を鑑みて、平成 23 年度末で廃止される介護職員処遇改善交付金の対応について、どのように考えるか。

○ 仮に、介護報酬で評価することとした場合、現在の賃金水準が引き下がらないようにするためには、こういった方策が考えられるか。

- また、有効求人倍率は低下傾向、入職率も上昇傾向で推移する一方で、離職率は事業所ごとに二極化し、特に就業形態やサービス類型によって差がある状況である。
- 今後、介護職員の円滑な入職、定着に資するよう、介護職員の賃金以外の処遇改善に向けて、キャリアアップの仕組みの導入など、どのように対応するべきか。

②定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービスについて

主な論点

(各サービスの) 基準・報酬については、以下のような基本的な考え方を実現するという観点に立って検討すべきではないか。

(定期巡回・随時対応サービス)

- ① 利用者の心身の状況に応じて、必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供(短時間の定期巡回型訪問+随時対応)
- ② 24時間の対応体制の確保
- ③ 介護・看護サービスの一体的提供
- ④ 人材確保、経営の安定化

(小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービス)

- ① 利用者のニーズに応じて、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊のサービスを柔軟に提供
- ② 介護・看護サービスの一体的提供
- ③ 人材確保、経営の安定化

○今後の検討の進め方について

【平成 23 年】

4 月～夏頃 フリーターキング+事業者団体等ヒアリング

<テーマ>

4 月 13 日 総論

4 月 27 日 総論、地域区分について

5 月 13 日 介護人材の確保と処遇の改善策について

定期巡回・随時対応サービス及び複合型サービスについて

今後(未定)・高齢者施設について

・医療と介護の連携について

・リハビリ、軽度者への対応について

・認知症への対応について

など

※事業者団体等ヒアリングについては、テーマに応じて選定予定。

秋頃～12 月 居宅サービス・施設サービス等について議論(各論)

12 月中旬 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

平成 24 年度政府予算編成

【平成 24 年】

1 月

介護報酬改定案 諮問・答申

4 月

平成 24 年 4 月改定施行

第 75 回（平成 23 年 5 月 30 日）分科会においては、医療と介護の連携、および介護保険施設について議論された。介護保険施設については、全国個室ユニット型施設推進協議会、全国有料老人ホーム協会、全国特定施設事業者協議会からの意見陳述が行われた。

論点は以下のとおり。

①介護と医療の連携について

医療と介護の連携について

- 医療と介護の連携は、住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築のために必要不可欠。
- 今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、医療と介護の役割分担と連携の強化を図るために、以下の視点で検討してはどうか
 - ・ 医療機関からの退院時における介護保険サービスとの連携強化及び円滑な移行
 - ・ 医療の必要性が高い者への対応の強化（老健施設等については別途検討）
 - ・ 介護療養病床から介護療養型老健施設等への転換支援 等

主な論点

○ 訪問看護における医療と介護の連携

訪問看護の報酬については、以下のような基本的な考え方に則って検討すべきではないか。

1. 入院から在宅生活への円滑な移行
2. 医療が必要な重度の要介護者の在宅生活を支えるための適切な訪問看護サービスの提供

○ リハビリテーションにおける医療と介護の連携

医療保険から介護保険への円滑な移行のために、これまで必要な対応を行ってきたが、今後、更なる移行に向けてどのような対応が必要か、検討すべきではないか。

◇ 生活期のリハビリテーションについては別途検討

○ 介護療養型医療施設について

療養病床再編成をより一層進めるために、介護療養病床や介護療養型老人保健施設の基準・報酬等について、どのような対応が考えられるか検討すべきではないか。

②介護保険施設について

主な論点

○ 介護老人福祉施設について

介護老人福祉施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

1. 特別養護老人ホームにおける医療提供及びケアマネジャーの在り方について
2. 個室ユニット推進方策について

○ 介護老人保健施設について

介護老人保健施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

1. 老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を高める方策について
2. 老人保健施設における医療提供の在り方について

○ 特定施設について

特定施設入居者生活介護の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

1. 特定施設入居者生活介護における医療提供の在り方について
2. 特定施設短期入居者生活介護の空室の短期利用について

第76回（平成23年6月16日）分科会においては、高齢者の住まいについて、認知症への対応について議論が行われ、それぞれのテーマについて、関係事業者団体からのヒアリングも実施された。

①高齢者の住まい

主な論点

高齢者の住まいの普及促進を図り、施設への入所ではなく、「サービス付き高齢者向け住宅」において、入居者が重度化しても安心して暮らすことができるようにするため、基準・介護報酬については以下の視点に立って検討すべきではないか。

- ・24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」などを始めとした居宅サービスとの組み合わせについて、入居者が重度化しても対応できるよう、どのように評価していくべきか。また、こうした「サービス付き高齢者向け住宅」を拠点として、地域に展開していくことによる、地域包括ケアの実現について、どう考えるか。
- ・「サービス付き高齢者向け住宅により提供される安否確認・生活相談等の「サービス」と介護保険により提供されるサービスとの連携についてどう考えるか。

②認知症への対応

主な論点

1. 認知症への対応にあたり、医療と介護と地域それぞれの役割とその間の連携について、どう考えるか。
2. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における医療提供の在り方についてどう考えるか。

③複合型サービス

主な論点

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの基準報酬については、以下のような基本的な考え方を実現するという観点に立って検討すべきではないか。

- ①利用者のニーズに応じて、通い、訪問介護、訪問看護及び宿泊サービスを柔軟に提供
- ②看護・介護サービスの一体的提供
- ③人材確保、経営の安定化

(3) 緊急雇用対策本部推進チーム

①介護人材ワーキング・グループ

平成23年4月22日、第4回介護人材ワーキング・グループが開催され、既存の資格制度がある介護人材における実践キャリア・アップの導入や、現在の介護分野における課題の解決にどう生かすかということ等が論議されたほか、全社協と日本介護福祉士会が提案、共同実施した介護福祉士ファーストステップ研修に関する資料も委員より提出された。

②実践キャリア・アップ制度専門タスクフォース

平成23年5月18日、5回実践キャリア・アップ制度専門タスクフォースが開催され、①「介護人材WG」（主査：田中 滋 慶應義塾大学大学院 教授）をはじめとする各WGにおける論点整理、②実践キャリア・アップ戦略基本方針（案）について検討が行われた。

介護人材に関する論点整理の中では、介護人材に「実践キャリア・アップ戦略」を導入することについて、①現場で実際にどういうことが「できる」か（実践的スキル）を評価することに資格制度と異なる意義があること、②処遇改善のインセンティブの付与、上達感・達成感が高まること、キャリアパスを見せることによる若年層の参入促進等による人材の確保、OJTへの活用の点で意義があること、③能力評価の結果について、ジョブ・カードを活用し、証明することでキャリア・アップを容易にし、介護分野への労働移動を促進する点で意義があるとしている。

また、介護人材における能力評価については、WGにおける現時点でのレベルの設定、各レベルに求められる能力等が示された。

(4) 高齢者住まい法

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行うための「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案」が4月22日衆議院で、4月27日参議院で可決し4月28日に公布された。

(提出時法律案)

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17705020.htm

○法案の概要

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正

[1] 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設

(ア) 高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むため必要な福祉サービスを提供する事業を行う者は、都道府県知事の登録を受けることができることとする。

(イ) 都道府県知事は、登録の申請が、規模・構造・設備、サービス、契約内容等に関する一定の基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならないこととする。

(ウ) 登録を受けた事業者に対し、誇大広告の禁止、登録事項の公示、契約締結前の書面の交付及び説明等を義務づけることとする。

(エ) 登録を受けた場合には、老人福祉法に規定する有料老人ホームに係る届出義務を適用除外することとする。

[2] 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度及び高齢者居住支援センターの指定制度を廃止することとする。

(2) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する

特別措置法の一部改正

登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する経費に充てるため、国は、地方公共団体に対し、交付金を交付できることとする。

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構は、登録される賃貸住宅にするための既存住宅の購入に必要な資金の貸付けができることとする。

(5) 経済連携協定（EPA）

3月11日、「経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」が閣議決定された。

「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に1回に限り得られることとなった。

6. 障害者（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会等）

（１）障害者基本法

平成 23 年 4 月 22 日、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

今回閣議決定された内容は、第 3 回障がい者制度改革推進本部（平成 23 年 3 月 11 日開催）に提出されたものと同様のものであり、総則では、「①目的規定の見直し（第 1 条関係）」、「②障害者の定義の見直し（第 2 条関係）」、「③地域社会における共生等」、「④差別の禁止（第 4 条関係）」等が改正事項として挙げられている。

「地域社会における共生等」については、全ての障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提にしつつ、「全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」等が図らなければならないとされている。

その他、中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員 30 人以内で組織する「障害者政策委員会」を内閣府設置すること等が盛り込まれている。

その後、同法案は 6 月 15 日、政府案を民主、自民、公明の 3 党が修正し、衆議院内閣委員会で可決。翌 16 日、衆議院本会議で可決された。

法案は、東日本大震災を受けて、国及び地方公共団体の防災対策の義務付けが修正案として盛り込まれており、さらには、「教育」に関して、障害者である児童、生徒、その保護者に対して十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないことが明記されている。

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案骨子

第一 目的（第 1 条関係）

「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という表現を「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」に改めること。

第二 定義（第 2 条関係）

「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を括弧書きで明記すること。

第三 医療、介護等（新第 14 条関係）

障害者の自立のための支援として「保健サービス」を明記すること。

第四 教育（新第 16 条関係）

1 国及び地方公共団体は、第 16 条第 1 項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重していかなければならないものとする。

2 障害者の教育に関して促進されるべき環境の整備の例示として、「適切な教材等の提供」を明記すること。

第五 療育（新第 17 条関係）

国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならないものとする。

第六 公共的施設のバリアフリー化（新第 21 条関係）

バリアフリー化の推進が図られるべき「交通施設」に、車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを明記すること。

第七 情報の利用におけるバリアフリー化（新第 22 条関係）

障害者が他人との意思疎通を図ることができるようにする等のために国及び地方公共団体が講ずべき施策の例示として、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」を明記すること。

第八 相談等（新第 23 条関係）

- 1 障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者の総合的な相談に対応できるよう有機的連携の下に必要な相談体制を整備する旨を明記すること。
- 2 国及び地方公共団体が障害者の権利利益の保護等のための施策を講ずる際の配慮事項として、「障害者の意思決定の支援に配慮すること」を明記すること。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者の家族に対し、相談及び助言、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行わなければならないものとする。

第九 文化的諸条件の整備等（新第 25 条関係）

「文化活動」という表現を「文化芸術活動」に改めること。

第十 防災及び防犯（新設）

国及び地方公共団体は、障害者が地域において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に係る必要な施策を講じなければならないものとする。

第十一 消費者としての障害者の保護（新設）

- 1 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないものとする。
- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供等に努めなければならないものとする。

第十二 検討（附則関係）

- 1 国は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（提出時法案）障害者基本法の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17705059.htm

（修正案）障害者基本法の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/syuuseian/10_7382.htm

（２）障害者虐待防止法

6 月 14 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」が衆議院本会議で可決された。

法案では、全市区町村に通報・相談窓口となる「虐待防止センター」の設置も義務付け、会社など職場も通報の対象としている。

また、家庭と施設、職場での虐待発見者に通報を義務づけ、虐待防止に国や自治体が責務を負うとした。さらに通報者の秘密を守り、解雇など不利な扱いを受けないよう規定。家庭内虐待の通報先を市区町村とし、市区町村は「生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある」と判断した場合、家族の許可がなくても自宅に立ち入り調査でき、一時保護するとした。

施設の場合、通報先の市区町村から報告を受けた都道府県が調査し、指導する。就労先の虐待は通報先を市区町村か都道府県とし、報告を受けた労働局が調査し、指導するとした。

対応窓口として市区町村に「虐待防止センター」、都道府県には「権利擁護センター」の設置を義務付ける。学校や病院での虐待について、学校は校長、病院は管理者に防止や対応を義務づけるにとどめた。この点を含め付則で3年後をめどに見直しを図るとした。

（３）障がい者制度改革推進会議

平成 23 年 4 月 18 日、第 31 回障がい者制度改革推進会議が開催され、障がい者制度改革推進本部で了承された「障害者基本法の改正について（案）」の解釈に関する、推進会議構成員と内閣府との質疑応答等が行われた。

また、会議の中では、東日本大震災を受け、災害に対する障害者の支援施策についても議論が行われた。

第 32 回（平成 23 年 5 月 23 日）会議においては、「災害と障害者」について内閣府の報告に基づき、各構成員による協議が行われた。

①震災前の各自治体における災害時要援護者の避難支援対策の策定状況、②被災地における障害者の被害の実態、③障害関係団体（27 団体）の支援活動状況等について報告があった。

また、内閣府は、障害者の震災被害を、①生命・財産の被害、② 従来受けていたサービスが受けられなくなる被害、③ 在宅障害者の場合、介護等を担っていた家族等を失った被害、④ ライフラインが失われたために今までは一人で生活していた障害者が生活できなくなる被害、⑤ 障害者が社会から排除されてしまう被害の 5 つの類型に整理した。

（４）障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

平成 23 年 4 月 26 日、第 13 回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が開催され、前半の全体会においては、①「第 1 期作業チーム報告に対する厚生労働省からのコメント」に対する構成員の質問への厚生労働省からの回答、②全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ、③障害者入所施設及び精神科病院の入所者・入院者に対する全国実態調査に向けたパイロット研究、④障害者基本法の改正等の報告がされた。

全体会の後、第 2 期部会作業チーム・合同作業チームに分かれ、総合福祉法（仮称）の骨格提言に向けた個別の課題に関する議論が進められた。

第 14 回（平成 23 年 5 月 31 日）においては、部会作業チーム・合同作業チームのとりまとめに向けた検討が進められた。

今後のスケジュールは下記のとおり。

総合福祉部会の今後の日程

6月9日（木）第2期作業チーム報告・合同作業チーム報告の事務局への提出
6月23日（木）総合福祉部会（作業チーム報告、他）
6月27日（月）推進会議（合同作業チーム報告、他）
7月26日（火）総合福祉部会＜予定＞（部会報告の素案、他）
8月8日（月）推進会議（部会報告の素案について、他）
8月9日（火）総合福祉部会＜予定＞（部会報告の素案の修正、他）
8月30日（火）総合福祉部会＜予定＞（部会報告案、他）

（５）障がい者制度改革推進会議差別禁止部会

平成23年5月13日、第4回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会が開催され、我が国における障害者の差別禁止法に関わる今後の議論に先立ち、諸外国における差別禁止に関わる法制度についてのヒアリング（①イギリス：長谷川 聡 氏、②韓国：崔 榮繁 氏）が行われた。

また、差別禁止部会の基本論点と今後のスケジュールが示され、平成25年の法案提出に向け、平成24年夏を目途に部会としての中間まとめをとりまとめる予定となっている。

差別禁止部会の今後のおおまかなスケジュール（案）

●基本論点

1) 障害の定義

範 囲： 現在、過去、将来、外貌、看做し

障害概念： 医学モデルと社会モデルとの関連

2) 適用対象

障 害 者： 有資格などの限定をどう考えるか

非障害者： 障害のない人についてどう考えるか

3) 差別の定義

類 型： 直接差別、間接差別、合理的配慮

例外規定： その範囲や立証責任との関係

4) 個別分野ごとの検討

特定分野： 各論としてピックアップすべき分野とは

対象事項： 差別禁止の対象事項の選定

各論定義： 各論ごとの差別の定義（特に合理的配慮の内容）

5) 救済手続の在り方

内部解決手続： 継続的關係が前提となる分野における合意形成ルールの必要性等

行政救済手続： 話し合い、調停、審判等の行政救済手続きの在り方

司法手続： 最終的には司法手続きにつなげる場合、原告適格や立証責任などを意識した規定の必要性

●目 標

1) 最終目標：2013年に法案提出

2) 中間目標：2012年夏を目途に「まとめ」

第5回(平成23年6月10日)においては、①差別禁止に関する諸外国の法制度に関するヒアリング、②差別禁止法制の必要性等の論点に関する検討が行われた。

(6) 新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム

平成23年4月28日新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム(第3R)「保護者制度・入院制度の検討」に係る第4回作業チームが開催され、保護者制度に関する検討が進められた。

作業チームでは、現行の保護者に対する責任規定を削除するにあたり検討すべき課題として、①医療に関する義務規定、②財産上の利益を保護する義務、③回復した措置入院患者等を引き取る義務、相談し、必要な援助を求める権利、④退院請求及び処遇改善請求をする権利を挙げ、今後、3回にわたって検討を進めていく予定。

今回の作業チームでは、財産上の利益の保護等を中心に、更に検討が必要な項目として下記の論点等が挙げられた。

○ 制度的には、本人の判断能力をカバーしながら財産管理が行われる仕組みが用意されており、保護者による財産上の保護の責務規定を削除したとしても、精神障害者のみを対象とした新たな仕組みを設ける必要はないのではないか。

○ 判断能力が十分ではない精神障害者については、問題は顕在化していなくても、本来成年後見人制度を利用すべき財産管理も存在することから、成年後見制度等の利用を促進することは必要ではないか。

平成23年5月20日、第16回新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームが開催され、今後の検討チームの進め方に関する検討や認知症に関する地域連携の状況についてのヒアリングが行われた。

検討チームは、認知症の地域連携パスに関する調査結果や、先行事例のヒアリング等を踏まえて、今後の具体的な取り組みについて検討を行うこととされており、具体的な論点として、①認知症疾患医療センター、②認知症の地域連携パス、③認知症に係る精神科医療、④認知症に係る医療提供体制の在り方が挙げられています。

また、今回の検討チームでは、①認知症疾患医療センター、②認知症の地域連携パスに関する自治体、有識者からのヒアリングが行われた。

7. 児童（子ども・子育て新システム検討会議³等）

（1）基本制度ワーキングチーム

平成23年5月18日、第11回基本制度ワーキングチームが開催された。

当日の主な議題は、質改善（機能強化）の具体的な方策に関するもので、以下の5つの柱が示された。

- I. 潜在的需要（待機児童）解消に向けた対応
- II. 子どもの発達支援
- III. 総合的な子育て支援
- IV. 小1の壁の解消
- V. 社会的養護

第12回（平成23年5月25日）ワーキングにおいては、①幼保一体化ワーキングチームにおける議論の報告、②質の改善についての協議が行われた。

第13回（平成23年6月16日）ワーキングにおいては、子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）が示され、議論が行われた。

（2）こども指針（仮称）ワーキングチーム

平成23年5月26日、第4回こども指針（仮称）ワーキングチームが開催された。

こども指針（仮称）に盛り込まれるべき「子ども・子育てに関する理念等」について、教育・保育の定義について、こども指針（仮称）の構成について論議。

今回の、(1)教育・養護のねらい及び内容について、(2)家庭・地域との連携、子育て支援、小学校との連携・接続について、検討が行われた。

（3）幼保一体化ワーキングチーム

平成23年5月11日、第8回幼保一体化ワーキングチームが開催された。

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱について、幼保一体化の検討について、認定こども園（仮称）について、こども園（仮称）のあり方について論議。

協議に先立ち、事務局から資料に基づき説明があり、「こども園」は、新システム上において指定された保育所、幼稚園、総合施設（仮称）等を総称し、給付のしくみとして呼称する。「幼児教育・保育」を「学校教育・保育」と変更し、学校教育法に位置付けられる就学前教育と、児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象にした保育という考え方をより明確に整理をした等、これまでからの変更点などについての説明があった。

第9回（平成23年5月25日）ワーキングにおいては、①指定制について、②総合施設（仮称）の具体的制度設計についての協議が行われ、幼保一体化ワーキングチームは今回の協議をもって中締めとし、とりまとめた事項を基本制度ワーキングチー

³ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うことを目的に設置されたもの。共同議長：内閣府特命担当大臣（行政刷新）・国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

ムに報告することとなった。

◎子ども・子育て新システムについて

★改革案の具体的内容（ポイント）

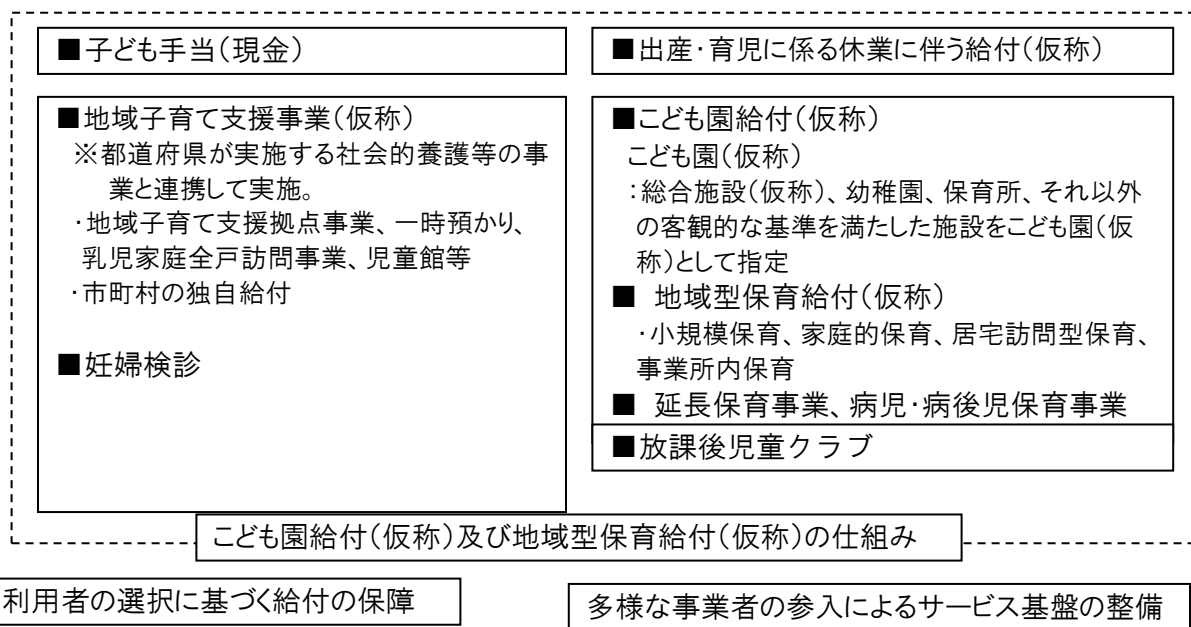
■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、社会全体で子ども・子育てを支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設）

■新たな一元的システムの構築

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・サービスを実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 子ども・子育て会議（仮称）の設置
 - ・有識者、地方公共団体、労使代表、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討
- 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
 - ・国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

★給付設計の全体像



- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約（仮称）
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
- ・・・サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットイング
 - ・施設整備費の在り方の見直し等
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

★幼保一体化の具体的な仕組みについて

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

・多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

・給付の一体化及び強化

～こども園給付（仮称）の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設（仮称）の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

★指定基準

○指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの基準を、全国一律の基準として定める。

※国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討。

※保育所の最低基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、都道府県知事、指定都市・中核市長が条例で定めることとした上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」（東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」）、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外は、「参酌すべき基準」とすることになる。

○指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。

※こども園（仮称）については、現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。（幼稚園又は保育所であるこども園（仮称）については、現行のそれぞれの施設の基準を基礎とする。）

※現行の幼稚園型認定こども園のように、認可施設と認可外施設が連携した施設について、設置者が同一である場合には、一体として指定することを検討。

○利用者負担やこども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）の各種給付に関連する基準など、指定基準独自に関する事項を別途定める。

○教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

★指定・指導監督の主体

○こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体については、都道府県単位で行う。

※大都市（指定都市、中核市）に関する特例を設けるかについては、今後更に検討。

○指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求

- める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。
- 多様な事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村長とする。

★指定制度における受給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定することを原則とする。
- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量※を超えた供給がなされている場合など、施設数が課題となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。
- ※ 需要の見込みについては、国が参酌標準を示し、これに基づいて市町村ごとに目標供給量を盛り込む仕組みを検討。
- ※ 市町村計画に基づく需給調整か、都道府県計画に基づく需給調整か、地方自治体の意見も踏まえ、法制的な整理について、更に検討。
- ※ 市町村の目標供給量全体との関係から、こども園（仮称）の指定と多様な保育事業の指定の整合性を図る必要があることから、多様な保育事業を行う指定事業者の指定の申請を受けた市町村は、事前に、こども園（仮称）の指定主体への届出を行うことの義務付けを検討。（介護保険法で同様の仕組みを設けている。）
- ※ 計画については、パブリックコメントなどの策定手続きを含め、国が策定のための指針を示すとともに、地方版の「子ども・子育て会議（仮称）」の意見を聴くことや必要な情報の開示などにより、適正性・透明性を確保することを検討。
- ※ 需要が減少した場合の需給調整における更新など、計画の運用面においても、適正性・透明性を確保することが必要であり、その具体的内容について今後更に検討。

（５）社会的養護

平成23年4月8日、第11回社会保障審議会社会的養護専門委員会が開催され、社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要と社会的養護の課題と将来像について協議を行った。

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要

1. 職員配置基準関係

（１）加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

- ※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

- ※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

- ※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

- ※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

- ※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児1.7：1、2歳児2：1、
3歳以上児4：1（現在は乳児1.7：1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30：1で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7：1で配置
- ※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。
- ※ このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院1人1.65㎡以上→ 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設1人概ね3.3㎡以上→ 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム1人3.3㎡以上→ 4.95㎡以上（児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設15人以下→ 4人以下（乳幼児のみの居室は6人以下）
- ・ 情緒障害児短期治療施設5人以下→ 4人以下
- ・ 児童自立支援施設15人以下→ 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設（情短施設は規定済）

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育（第23条、第25条）

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援（第29条）

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定（第30条）を削除（現在は、設置されていないため）

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）
 - ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。
- 4. 総則関係
 - ① 運営の一般原則（第5条）
 - ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定
 - ② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）
 - ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加
 - ③ 衛生管理の規定（第10条）
 - ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案しに改める
 - ④ 食事の規定（第11条）
 - ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
 - ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

社会的養護の課題と将来像についての論点

- 1 総論
 - (1) 社会的養護の理念について
 - (2) 要保護児童・要支援児童に対する施策の全体像
2. 各施設種別毎の課題と将来像
3. 共通事項の課題と将来像
 - (1) 施設の運営の質の向上
 - (2) 施設職員の専門性の向上
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 施設類型間のネットワーク・相互連携
 - (5) 社会的養護の高度化の計画的推進
4. 施設の人員配置の課題
5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

また、平成23年5月31日、第3回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会が開催され、社会的養護の課題と将来像について議論が行われた。

会議では、親による虐待から子どもを守るため、親権を最長2年間停止できる制度の導入を柱とした「民法等の一部を改正する法律案」が5月27日の参議院本会議で全会一致で可決、成立したことを受けて、本年の民法等改正で、施設長の役割が強化されることに伴い、施設運営の質は、施設長による部分が大きいことから、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定めることを盛り込んだ。

【「民法等の一部を改正する法律」主な改正内容】

親権停止制度の創設

現 行	改 正
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。	家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

施設長等の権限と親権との関係

現 行	改 正
施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。	施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。	児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

一時保護の見直し

現 行	改 正
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。	2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

(6) 子ども手当

6月16日、民主、自民、公明3党の政調会長は10月以降の子ども手当のあり方に関する修正協議を始めた。

民主党は、15歳以下の子どもに一律13,000円を支給し、所得制限を設けない現行制度を基本としつつ(1)3歳未満や3～12歳の第3子以降の支給額引き上げ(2)その他の15歳以下の支給額引き下げなどを盛り込むとした修正方針を、自公両党に口頭で伝えた。これに対し、自公両党は、15歳以下の子どもに一律1万円を支給し、所得制限を導入するよう主張した。

8. 新しい公共

(1) 新しい公共推進会議

平成23年4月14日、第5回「新しい公共」推進会議が開催され、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故を受け、「新しい公共」の担い手による被災者・避難者に対する支援活動等を円滑かつ効果的にするために必要となる制度のあり方等について検討を行う場として、当面、「新しい公共」推進会議の下で「新しい公共」の観点からの震災支援のための制度等についての議論をするため震災支援制度等ワーキング・グループを開催することが決まった。

震災支援制度等ワーキング・グループは、6月14日までに計5回開催され、6月14日、「新しい公共」推進会議・震災支援制度等ワーキング・グループ合同会議で「「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について―震災支援制度等ワーキング・グループ報告―（案）」が示された。

「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について ―震災支援制度等ワーキング・グループ報告―（案）要旨

1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備
 - (1) NPO法人及び公益法人の事業報告の提出等の期限の延長
 - (2) 公務員によるNPO法人等の活動への参加の促進
 - (3) 資格保持者の能力の有効活用
 - (4) 被災地における移動手段の確保
 - (5) 予算の迅速かつ弾力的な執行
2. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり
 - (1) 被災者支援や復興のための支援拠点とそれを支えるプラットフォーム
 - (2) 被災者の支援・復興計画策定に向けた「熟議」の推進
3. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備
4. 現行法制度の下で実現可能な取組等
5. 提言のフォローアップ

9. セーフティネット、生活保護

(1) 生活保護制度の見直し

平成23年4月19日、第1回社会保障審議会生活保護基準部会が開催され、生活保護基準について5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等（平成23年秋にまとまる予定）を用いて、専門的かつ客観的な評価や検証を通して、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切には図られているか否か等の検証を開始することとなった。

(2) 「ひとり一人を包摂する社会」特命チーム

平成23年5月31日、第6回「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが開催され、「社会的包摂戦略（仮称）」策定に向けた議論が行われた。

会議では、社会的包摂政策に関する基本認識及びそれに基づく今後の取組方針となる「基本方針」をとりまとめ、基本方針に沿ってさらに検討を進め、今後1か月以内を目途に、緊急に着手することが必要な施策を中心に、「緊急政策提言」をとりまとめることとした。

「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」（要旨） （社会的包摂戦略（仮称）策定に向けた基本方針）

1 社会的包摂政策に関する基本認識

- (1) 社会的包摂を戦略的に取り組む必要性
- (2) 大震災による社会的排除のリスクの高まりと予防的対策の重要性

2 社会的包摂戦略（仮称）策定に向けた取組

- (1) 社会的排除のリスクについての実態調査（大震災による影響を含めて）
- (2) 先導的なプロジェクトの実施
- (3) 誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築